			法53条1項	i 法52条1項			隣地斜線		北側斜線		日影規制					
			建ペ い率 (%)	容積 率 (%)		道路 斜線	立ち 上が り	勾配	立ち 上が り	勾配	種別		界からの 距離)	日影を測定 する水平面 (平均地盤 面からの高	対象となる建築物	法52条2項 前面道路幅員に よる容積率の限 度(接道12m未 満)
					(1117		(m)		(m)		()		10m超え	さ)		
市街化区域	住居系	第一種低層住居専用地域	50 50 60	80 100 100	10		なし	なし	5	1.25	( <u></u> ) ( <u></u> )	3h 4h 4h	2h 2.5h 2.5h	1.5m	軒高7m超または地上階数が3以上	
			50	150						1.20	(三)	5h	3h			
		第二種低層住居専用地域	60	100							(二)	4h	2.5h			
		第一種中高層住居専用地域	50 60	150 150	なし	1.25	20	1.25	な	なし※		3h 3h	2h 2h	4m	高さが10mを超える	0.4
			60	200							( <u>—</u> )	4h	2.5h			
		第二種中高層住居専用地域	50	150					なし※		(-)	3h	2h			
			60	200							( <u>_</u> )	4h	2.5h			
		第一種住居地域	60	200								4h	2.5h			
		第二種住居地域	60	200						(—)	4h	2.5h				
		準住居地域	60	200							(—)	4h	2.5h			
	商	近隣商業地域	80	200		1.5	31	2.5	なし		(=)	5h	3h	なしなし	高さが10mを超える	0.6
	業系	商業地域	80	400 500							なし	なし	なし		なし	
	工業系	準工業地域	60	200							( <u>_</u> )	5h	3h		高さが10mを超える	
		工業地域	60	200							なし	なし	なし		なし	
		工業専用地域	50 60	200							なし	なし	なし	なし	なし	
		※…埼玉県建築基準法施行条例第8条の2	により日気	影の適用	範囲が定	められてし	いるため	、適用なし	。(法56弅	<b>≹1項3号</b> )						
			50	100		1.25					( <u>_</u> )	4h	2.5h			
		その他の市街化調整区域 (鷲宮地区の60%/100%の地区を含む)	60	100		1.5	20	1.25			( <u></u>	4h	2.5h	_		0.4
市街化調整			00	200	なし	1.25			7,	はし	(三)	5h	3h	4m	高さが10mを超える	
		菖蒲インター地区 & 鷲宮地区の市街化調整区域	60	200		1.5	31	2.5			(三)	5h	3h			0.6

※・・・法令等の改正により、数値等が変更となる場合があります。詳細は建築審査課までご照会ください。